

令和6年度 事業計画

法人名 社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}神奈川県同胞援護会

所在地 横浜市西区岡野二丁目 15 番 6 号

法人理念

神奈川県同胞援護会は、昭和22年に認可されてから長い間社会福祉事業に携わってきました。救護施設、老人ホーム、保育所、母子生活支援施設、診療所等といった多岐にわたった施設を運営しており、いろいろな場面での福祉サービスを提供することができます。

今後より多くの社会的・個別的ニーズに対応した福祉サービスを永続的に提供するとともに、発展すべく、すべての職員が理念に基づいた福祉サービスの実践に努めます。

1. 人権を尊重します

私たちは、一人ひとりの立場に立ち、人としての尊厳をしっかりと守り、個別性に配慮した、柔軟で適切な対応をしていきます。

2. 幸せであるためのサポートをします

私たちは、一人ひとりが安心して生活し、幸せな人生を送ることができるように、専門性をもってサポートしていきます。

3. 地域社会と共生していきます

私たちは、地域交流、施設開放といったことはもちろんのこと、福祉の情報発信基地になり、地域社会に溶け込んだ活動をしていきます。

I 概 要

1. 基本方針

法人理念に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを推進します。

また、法や制度の狭間で生活に困難をきたしている方々に対し、地域の関係機関によるネットワークを活用しつつ、その課題を解決するために迅速できめ細やかな援助を行います。

《実施事業》

(1) 第一種社会福祉事業

- ①救護施設 … 「平塚ふじみ園」および「救護施設岡野福祉会館」の設置経営
- ②母子生活支援施設 … 「母子生活支援施設1」および「母子生活支援施設2」の設置経営
- ③養護老人ホーム … 「相模原養護老人ホーム」の設置経営
- ④特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） … 「シルバータウン相模原特別養護老人ホーム」および「パークサイド岡野ホーム」の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ①保育所 … 「金沢愛児園」「沼間愛児園」「衣笠愛児園」「戸塚愛児園」「桜山保育園」「上大岡ゆう保育園」「さむかわ保育園」「旭保育園」「一之宮愛児園」および「逗子なないろ保育園」の設置経営

保育所事業運営方針

- 1. 児童福祉法に基づき、子どもの人権や主体性を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的にすすめる。
- 2. 地域社会との連携を図り、すべての子育て家庭の支援をおこなう。

- ②一時預かり事業 … 「金沢愛児園」「沼間愛児園」「戸塚愛児園」「桜山保育園」「上大岡ゆう保育園」「逗子なないろ保育園」「さむかわ保育園」「旭保育園」および「一之宮愛児園」における事業運営
 - ③子育て短期支援事業 … 「母子生活支援施設2（ショートステイ）」の事業運営
 - ④老人デイサービス事業（通所介護事業） … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「パークサイド岡野デイサービスセンター」の事業運営
 - ⑤老人居宅介護等事業（訪問介護事業） … 「相模原養護老人ホームヘルパーステーション」および「シルバータウン大野台ケアセンター（ホームヘルプサービス）」の事業運営
 - ⑥認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護） … 「グループホーム相模原」の事業運営
 - ⑦老人短期入所事業 … 「相模原養護老人ホーム」「シルバータウン相模原特別養護老人ホーム」および「パークサイド岡野ホーム」の事業運営
 - ⑧老人デイサービスセンター … 「シルバータウン大野台ケアセンター」の設置経営
 - ⑨障害福祉サービス事業 … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「相模原ななほし」（就労継続支援B型事業所）の事業経営
 - ⑩生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 … 「かながわライフサポート事業」への参加
 - ⑪特定相談支援事業 … 「相模原ななほし」の事業運営
- (3) 公益事業
- ①居宅介護支援事業 … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「パークサイド岡野ホーム」の事業運営
 - ②地域包括支援センター … 「シルバータウン大野台ケアセンター（大沼地域包括支援センター・大野台地域包括支援センター）」の事業運営
 - ③社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業 … 「介護職員初任者研修事業」「保育士復職支援事業」および「奨学金制度」の実施

2. 重点目標

○職員の採用及び人材確保

職員の採用については、法人全体で取り組む問題であると考えています。今までも色々な対策を行ってきておりますが、改めて法人全体で重点課題として取り組んでいきます。

○虐待及び権利侵害の防止

虐待及び権利侵害の防止について、研修等により職員への意識付けを行うことに努め、職員の更なる資質向上を目指していきます。

○地域共生

「地域社会と共生していきます」という本会の理念は、現在の地域共生社会を目指す国の方針とも合致しています。本会の行っているライフサポート事業やぽっぽサポート同援ジャー、子ども食堂への参画等の地域福祉事業について社会へ発信するとともに、新型コロナウイルス感染症により地域への開放、交流が減ってしまった中、施設を開放し、その地域に対して何が必要なか改めて考えて、地域に根差した活動を行っていきます。

○「こどもまんなか」社会の実現に向けて

令和5年度発足した子ども家庭庁のこども政策を基本とし、こどもや子育てをしている人の目線と考え、すべてのこどもが、安心安全な居場所を持ち、幸せな状態で成長していけるようにサポートしていきます。

○ハラスメントへの対応について

ハラスメントについて、本会は窓口を設けて対応しておりますが、カスタマーハラスメントについても対応を考えてまいります。

○平塚ふじみ園の方向性について

平塚ふじみ園の将来の方向性について神奈川県と意見交換をしながら検討を進めていきます。

○職員の育成

次の世代を育成するため、新たな会議を創設し、法人職員としての意識付けを行っていきます。また、研修体系を再構築し、実施していきます。

○ICT活用への取り組み

業務の効率化をはかり現場職員の負担軽減を進め、利用者支援をより良く行うことができるようにさらなるICTの活用を目指していきます。

○SDGsの取り組み

各施設、各部門において内容の理解を深めています。今後も職員の理解を深めるとともに、地域社会へ積極的に発信していきます。

○施設の整備・改修

施設設備の老朽化が進む現状を踏まえ、より安全なサービスを提供するために建物および設備の改修や再整備を計画的に行います。各事業所において施設全体の状態を点検・把握しながら、事後保全だけでなく予防保全を積極的に実施することで施設建物の長寿命化を図ります。

また、衣笠愛児園の建て替えに向けた検討を開始します。

○災害対策と事業継続計画

夏の暑さが毎年例年以上という状況であり、気候変動も大きく、自然災害の起こる確率が大きくなるなかで、能登で大きな地震もありました。本会の災害対策及び事業継続計画を新たな事例をもとに災害対策委員会にて検討を行い、新たな災害においても対応ができるようにします。

3. 各事業部門における取り組み

《措置事業部門》

- ・救護施設は、真に支援を必要とする人を確実に受け止める「最後のセーフティネット」としての役割を担います。入所者の地域生活への移行と定着のため、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制の構築」を目指します。保護実施機関（福祉事務所）や生活困窮者自立相談支援機関との関連を強化し、居住と生活に課題を抱える要保護者や生活困窮者等への支援の連携を図ります。
- ・生活保護制度の見直しにおいては、救護施設がその有する機能・役割等を活かし、地域共生社会の実現に向けて段階的に取り組むため、引き続き「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を推進し、「全社協福祉ビジョン 2020」が目指す「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指す。
また、自治体におけるケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとしての新たな会議体の設置に向けて、救護施設の積極的な参画の推進を行う。
- ・令和6年10月より制度化が予定されている個別支援計画書を踏まえ、さらなる支援の向上を目指し、救護施設がこれまで培ってきた本人の意思や意向を確認・尊重しながら個別支援計画に基づく本人のエンパワメントを高める支援に必要な対応を行う。
- ・生活困窮者や地域の被保護者等、救護施設の支援を要する方に必要な支援が届くように救護施設の社会的認知度の向上のため、救護施設の活動等の外部・地域に対する「見える化」の推進を行う。また、施設における虐待・権利侵害の根絶に向けて、外部の人々が介入する仕組みとして、第三者評価の受審や苦情解決・第三者委員会の活用を行う。
- ・社会的養育施策の動向としては、家庭と同様の環境における養育を推進しており、施設養育の高機能化や多機能化、小規模かつ地域分散化を目指し、次期都道府県社会的養育推進計画

- の見直しを行っております。また、子育て世帯への包括的な支援を強化することを目的に児童福祉法の改正が施行されます。これらを受けて、母子生活支援施設は、具体的な取り組みとして、妊娠期支援事業、退所前後の自立に向けた支援、親子関係再構築支援など、専門性を活かした取り組みを実施していきます。また、こども家庭庁の目指す年齢や制度の壁に妨げられない切れ目のない支援を実施するために、こどもの意見を尊重した自立支援計画書の作成やこどもが話すことのできる関係性を構築できるように引き続き取り組んでいきます。
- ・生活環境の変化に伴い、通信機器の安全な使用方法を利用者と共に考えていきます。
 - ・地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、既存の制度では対応できない「地域における公益的な取り組み」を創造して推進します。
 - ・部門内の施設間、あるいは合同の事例発表やグループワークなど行い利用者支援等を学ぶ施設間研修を引き続き実施します。
 - ・かながわライフサポート事業のCSWで情報提供や情報共有を目的に勉強会等の開催を検討します。

《共生事業部門》

- ・ICT化への取り組みを強化するために部門内において、「委員会」を設置し業務の効率化・生産性の向上を図る。
- ・虐待防止等、利用者の人権を尊重するための専門性の高い研修、外部研修を継続的に受講する。
- ・次世代を担う人材育成、雇用については部門全体の問題として人事、育成を考えていく。
- ・それぞれの事業所の地域特性を考慮し、自治会、関係団体、学校との連携を図り事業運営の更なる発展を目指す。
- ・シルバータウン大野台ケアセンター通所介護における利用者の拡大、方向性については部門全体の課題として検討していく。
- ・「ななほし」について、引き続き利用者工賃を引き上げるための具体的取組を検討していく。

《保育事業部門》

社会全体で人材不足は続いているが、令和5年度は保育専門学校への求人・各地区のブースの設置や実習生から計15名の職員を採用することが出来た。(契約・派遣からの切り替え4名を含む)施設によっては実習生が全く来ない施設もあり、採用に結びつかない1つの原因ともなった。令和6年度も人材確保に重点を置くと共に、以下の項目に取り組んでいきます。

- ・令和6年度より10施設での異動が始まる。この異動により職員は自身の振り返りと共に、他施設・地域への理解を深めキャリアアップを目指していく。受け入れ側の施設も良い刺激となり活性化することを目的とする。異動については「負」と捉えてしまうこともあるようだが、その必要性について各施設において引き続き丁寧に説明し理解を深めていく。保育部門担当理事2名で各施設を巡回し職員と話せる環境を作っていく。
- ・自然災害も多く「事業継続計画」の見直しと施設ごとの取り組みを強化する。
- ・ICT化を導入し職員の負担軽減に努めていく。導入内容については施設ごとに検討、部門でも常に共有する。
- ・SDGsへの取り組みも各施設出来ることから始めている。ICT化と同様に部門でも共有する。
- ・衣笠愛児園の建替検討委員会を立ち上げると共に各施設についても現状を把握しておく。
- ・ぽっぽサポート同援ジャーの取り組みをホームページ上でも知らせ周知拡大に努める。
- ・近年職員が利用者家族から暴言を受けることにより、離職・心身に影響を及ぼすケースもあることから、「カスタマーハラスメント」として毅然と対応できるように研修等に組み込み、利用者には「重要事項説明会」等で知らせ同意を得る。
- ・2026年度から始まる「子ども誰でも通園制度」のシステムについて理解を深める。
- ・監事監査で提案された、各施設の成り立ち・歴史を紐解き全施設で共有しておく。その活用

法も検討し、歴史ある法人であることもアピールしていく。

II 事業計画

1. 主な事業計画

(1) 法人組織の活動計画

社会福祉事業 21 拠点と公益事業 2 拠点（会計基準準拠）の経営母体として、各施設等の事業を円滑に運営するため、次の会議を設置します。また、法人に事務局を置き、法人経営に関する事務を行います。

①評議員会

法人業務の重要事項に関する意思決定機関です。8名の評議員で構成され、会計年度終了後3か月以内に1回、または必要に応じて開催されます。評議員は、理事会の推薦に基づき評議員選任・解任委員会によって選任されます。

②理事会

法人業務の執行機関であり、7名の理事および2名の監事により構成されます。理事および監事は、評議員会によって選任されます。

③運営委員会

会長の補佐機関として内部理事等により業務執行上の重要事項を協議します。

法人運営上の主要項目ごとに担当委員を定め、運営委員会に適宜担当事項の状況報告と必要な協議事項を提案します。原則として毎月2回（隔週）開催します。

④事業部門会議

◇措置事業部門会議 … 措置事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、措置事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

◇共生事業部門会議 … 共生事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、共生事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

◇保育事業部門会議 … 保育事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、保育事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

⑤施設長会議

各施設の運営上の重要事項を協議するほか、情報交換および情報伝達を行い、法人全体としての意志の疎通や調整を図ります。原則として奇数月および4月・12月に開催します。

(2) 会計監査の実施

会計監査人による会計監査を実施し、法人経営の健全性、正確性および透明性を担保します。会計監査人が期中に各事業所の状況を確認することで、より正確な会計処理を実践します。会計監査人は、評議員会によって選任されます。

(3) 法務部門の強化

事業経営上の法的課題に対応するため、引き続き弁護士と顧問契約を締結し、本会の法務対応能力を強化します。

(4) 事業継続計画の運用

平成25年度に策定した「事業継続計画の基本方針」および「災害時事業継続対応マニュアル」を各施設において策定している防災計画と連動させ、計画の有機的な運用を図ります。

重点目標で掲げたとおり、事業継続計画については常に見直しを行うよう取り組みます。

(5) 施設整備等事業

施設を利用される方々が、安心かつ安全にサービスの提供が受けられるよう、各施設の修

繕や整備等を実施します。(実施内容は、各施設の事業計画を参照。)

(6) 業務管理体制の推進

「法令等の遵守に関する規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築に向けた取り組みを推進します。また、「公益通報者保護規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図り、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を推進します。

(7) 「苦情解決体制」と「サービス評価」等の実施

「苦情解決体制」により、施設や保育所等の利用者からの苦情の適切な解決を図り、利用者等の権利を擁護するとともに福祉サービスの向上と施設等の信頼性を高めます。

第三者評価や施設のサービス評価を実施し、資質の向上とサービスの充実に努めます。

(8) 個人情報の保護および管理

「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、利用者等の個人情報の適正かつ安全管理に努めます。平成28年から運用が開始された「個人番号」については、基本方針の策定、規程の制定、事務取扱担当者の選任等を通じて、より厳格な安全管理を実践します。

(9) 法人・施設情報の公開と発信力の強化

本会のウェブサイトを活用し、法人および各事業所の活動内容や財務状況等に関する情報について、利用者および広く市民に向けて公開します。また、事業所において実践している地域に向けた取り組みや公益的な活動については、より積極的に発信します。

独立行政法人福祉医療機構が開設する情報公開ページを活用し、本会の事業内容や財政状況を公開します。

社会福祉関係の情報、法人内の動向、職員からの投稿などを掲載した「クォーター同援」を年4回(960部)発行し、全職員と関係機関へ配布します。また、各施設においては、利用者やその家族並びに地域に向けた施設の情報紙を定期的に発行します。

(10) 一般事業主行動計画の推進

令和6年度から新たに策定した次世代法・女性活躍推進法一体型の一般事業主行動計画(計画期間5年間)に基づき、職員の仕事と家庭の両立支援を推進するとともにより一層働きやすい職場づくりを進めます。本会では「神奈川県子ども・子育て支援推進事業者」として認証を受け(認証番号77)、登録されています。

(11) 障害者雇用の促進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用の実雇用率を法定雇用率(2.5%)へ引き上げるよう、障害者の雇用の促進します。

(12) 高齢者継続雇用の確保

高齢者雇用安定法に基づき制定された再雇用制度により、職員の定年後の雇用安定化に努めます。

(13) 福利厚生事業の実施

①永年勤続者等表彰式

本会の創立記念日(10月1日)に合わせ、永年勤続者等の職員表彰を実施します。また、全職員を対象にその資質向上を図るため、業務に関係する資格取得者に記念品を贈呈します。

②定年退職者への感謝状贈呈式

定年退職者の労に報いるため、退職時に感謝状および記念品の贈呈を行います。

③職員交流事業の実施

法人内の職員間の交流と親睦を深めることを目的にレクリエーション活動等の職員交流事業を実施します。

④職員の健康管理の実施

常に質の良いサービスを提供するため、職員が健康で働くための定期的な健康診断とインフルエンザ等の予防接種を実施します。また、すべての事業所においてストレスチェック制度

を導入し、精神面での健康管理を実施します。

⑤各種制度等の活用

育児休業制度や介護休業制度を始め、リフレッシュ休暇や会員制クラブ(オーナーズクラブ)の利用など、職員が健康で働きやすい職場環境の整備を進めます。

⑥職員慶弔金等の支給

「職員慶弔金等支給基準」に基づき、パートタイム職員を含めた全職員へ慶弔金等の支給を行います。

(14) 資産の運用

安定的な財務基盤を確保するため、「資金運用規程」に基づき、本部および各拠点区分の預貯金等資産の安全かつ効率的な運用を進めます。

(15) 法人内部における研究会(委員会)および研修会

施設サービスの向上と人材育成等職員の資質向上を目的とし、次の研究会および研修会を実施します。

①新任職員研修会

新たに本会に採用された職員を対象に、法人の理念・沿革や施設の概要および労働条件に関する事項についての研修を採用時に実施します。また、社会人としての心構えや仕事の進め方の基本を習得するため、本会職員が講師を務める新任向け階層別研修を実施します。

②事務担当者研修会

確実な会計処理、透明性の高い財務管理を目標に予算編成や決算書作成等経理事務の担当者を対象とした実務研修を実施します。

③定年後の社会保険研修会

定年退職予定者を対象に今後の生活設計に役立てるため、退職後の社会保険等の事務手続き等について、社会保険労務士等の専門家による研修を実施します。

④階層別研修(平成30年度より実施)

新任層、中堅層、指導層、管理職層の各階層を対象として、ビジネス上の一般常識から組織経営に関する理論まで、各階層に必要と認められる知識や技能を習得するための研修体系の構築を目指します。階層別研修について改めて見直しを行い、S2以降の研修体系も検討の再開をしていきます。

⑤主任保育士研修会

保育所の主任保育士による情報交換や保育所運営に関する研究の場として研修を実施します。

⑥乳児・幼児リーダー研修会

乳児リーダー、幼児リーダーを対象として情報共有や保育技術の研究、後輩保育士の指導・育成方法などリーダーとしての職務遂行能力を高めるための研修を実施します。

⑦給食担当者研修会

入所施設給食担当者および保育所給食担当者を対象に給食の献立や調理方法等の研修をそれぞれ実施します。

⑧施設間交流研修(平成19年度より実施)

職員が他施設の事業内容を理解し、日常のサービスや質の向上に資することを目的として、入所施設または保育所間における、施設間交流研修を実施します。

⑨次世代会議

職員に法人運営や法人の組織論などを学ぶ場として設置し、職員の育成をしていきます。

⑩その他研修会

必要に応じて、専門講師等を招き研修会を実施します。

(16) 外部研修等への積極的な参加

法人経営および施設運営の資質向上と人材育成を目的として、「職員研修実施方針」に基

づく「令和6年度職員研修実施計画書」により、階層別または職種別に行われる外部団体の主催する研修会等へ職員を積極的に派遣します。

以上